

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 9 月 2 8 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性、不当性を主張している。

- 1 処分庁は、請求人に無断で請求人の公営住宅使用料に係る情報を取得しており、このことは、憲法 1 3 条、個人情報保護法 2 3 条 1 項、地方公務員法 3 2 条及び 3 3 条に違反する。
- 2 保護基準引き下げに伴う本件処分によって、健康で文化的な最低限度の生活（憲法 2 5 条）を下回る生活を余儀なくされた。よって、本件処分は、憲法 2 5 条、法 1 条、3 条に違反する。

法 8 条 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満た

すことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とし、同条2項は、保護基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

しかし、今回の基準引き下げは、上記事情を考慮せず、かえって生活保護費全体の削減という至上命題のもと、同条2項の規定とは、かけ離れた統計データの恣意的抽出ないし分析を行ったものであり、失当である。

厚生労働大臣の裁量を逸脱した基準引き下げ告示による本件処分は、法1条、3条及び法8条1項、2項に違反する。

- 3 また、違法な告示に基づいて行われた本件処分は、保護を不利益に変更する「正当な理由」がないのであるから、法56条にも違反する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 7月 14日	諮問
令和 3年 8月 20日	審議（第58回第2部会）
令和 3年 9月 17日	審議（第59回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 法令等の定め

法 8 条 1 項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 11 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

法 56 条の規定によれば、被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがないとされている。

2 これを、本件について検討すると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が令和 2 年 10 月 1 日より変更されることとなったことから、変更日を同日として、請求人に対し、「基準改定等による。」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41～59 歳・1人世帯・1 級地—1 の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張（第 3）について

(1) 請求人は、住宅扶助について、処分庁が、請求人に無断で情報を取得した旨主張するが、本件処分において住宅扶助費の変更は行

われておらず、請求人の住宅扶助費の認定に当たり、新たに請求人に無断で情報を取得したとは認められない。

また、この点について、請求人は、憲法 13 条、個人情報保護法 23 条 1 項、地方公務員法 32 条及び 33 条に違反すると主張するが、請求人の独自の見解を述べるものであって採用できない。

- (2) 請求人は、本件改定後の保護基準を適用してなされた本件処分は、憲法 25 条及び法の規定に違反すると主張する。

しかし、請求人が問題とする保護基準は、法規範としての性格を有するものであり、保護の実施機関にとって遵守すべき（保護の支給）基準である。そして、本件処分は、上記 2 のとおり本件改定後の保護基準に基づいてなされたものである。

保護基準の是正を求める請求人の主張について、そもそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、法令に適合した本件処分を取り消すことはできない。

- (3) また、請求人は、本件処分は、法 56 条において規定される、保護を不利益に変更する場合の「正当な理由」がないから違法であると主張する。

しかしながら、「法 56 条は、既に保護の決定を受けた個々の被保護者の権利及び義務について定めた規定であって、保護の実施機関が被保護者に対する保護を一旦決定した場合には、当該被保護者について、同法の定める変更の事由が生じ、保護の実施機関が同法の定める変更の手続を正規に執るまでは、その決定された内容の保護の実施を受ける法的地位を保障する趣旨のものであると解される。このような同条の規定の趣旨に照らすと、同条にいう正当な理由がある場合とは、既に決定された保護の内容に係る不利益な変更が、同法及びこれに基づく保護基準の定める変更、停止又は廃止の要件に適合する場合を指すものと解するのが相当であ

る。したがって、保護基準自体が減額改定されることに基づいて保護の内容が減額決定される本件のような場合については、同条が規律するところではない（平成24年2月28日最高裁判所第三小法廷判決・民集66巻3号1240頁。同旨、平成24年4月2日最高裁判所第二小法廷判決・民集66巻6号2367頁参照）」とされている。したがって、請求人の主張には、理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来